令和元年度　第１回
丹波篠山市人権尊重のあたたかい
まちづくり審議会議事概要

日時：令和元年８月６日（火）１３：３０～１５：３０

場所：丹波篠山市役所本庁舎 3Ｆ301 会議室

様式第３号(第４条関係)

会　議　録

１　附属機関等の会議の名称
令和元年度　第１回丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会

２　開催日時
令和元年８月６日(火)１３時３０分から１５時３０分まで

３　開催場所
丹波篠山市役所本庁舎３階３０１会議室

４　会議に出席した者の氏名　（敬称略）
（１）委　　員　細見和義、宇杉昌史、溝端洋美、北村收、中西幸治、田中久美子、酒井勝彦、本荘賀寿美、西垣守、久下隆史、今井進、川嶋将太、大西一昭

（２）執行機関　事務局　市民生活部人権推進課　中野悟、団野顕一、森田恭弘、雪岡香那恵
教育委員会　教育支援センター　西田正志

５　傍聴人の数
0人

６　議題及び会議の公開・非公開の別
公開

７　非公開の理由
該当なし

８　会議資料の名称
・令和元年度 第1回 丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会　次第
・令和元年度丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会委員等名簿【資料1】
・丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例及び規則【資料2】
・令和元年度丹波篠山市人権施策事務事業【資料3】
・令和元年度丹波篠山市人権啓発標語募集要項【資料4】
・令和元年度丹波篠山市人権啓発標語審査要領【資料5】

・女性委員会提言書（抜粋）、フィフティだより、２１生き方の創造１８、
ふれあい館だより、部落差別解消推進法パンフレット、
事前登録型本人通知制度パンフレット、障害者週間パンフレット、
きらきら★カーニバルちらし、人権啓発標語募集記事（丹波新聞）、
江戸時代のくらし歴史認識について

９　審議の概要

（１）開会（13：30）

（事務局）令和元年度第1回丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会を開催します。開会前に、本会規則の第４条２項により委員14名中13名出席により本会議の成立を報告します。丹波篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例基づき、本会議を公開とし、傍聴を許可しております。また会議録を要点筆記にて公開する予定としております。

（２）委嘱状交付　※任期：2年（令和元年8月6日～令和3年8月5日）

（３）市長あいさつ

みなさん、こんにちは。本日は令和元年度第1回丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会にご出席いただきありがとうございます。みなさまには丹波篠山市の人権など、それぞれの分野でリーダーとしてご活躍をいただいております。この審議会は丹波篠山市の誇る人権尊重のあたたかいまちづくり条例に基づく審議会です。丹波篠山市の人権施策について委員のみなさまからご意見をお伺いし、施策に反映させていく大変大切な審議会です。また、本日は、募集しております市政20周年、丹波篠山市誕生記念人権標語の審査についてご指導いただきます。今日は8月6日、広島に原爆が投下された日です。私も平和祈念の会に出席したり、職員が組合活動の一環として反核平和の火リレーをして反核平和を訴える活動をしてくれました。丹波篠山市は非核平和都市宣言をしていますので改めて市民のみなさんにもPRをしていきます。本日はご審議をいただくことが多々ありますがよろしくお願いします。

（４）委員自己紹介

（５）丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例、審議会規則について

（事務局）資料2、丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例前文、現状さまざまな人権課題が存在し、また社会状況等の変化により、新たな人権問題が生じている背景を踏まえて、すべての人が幸せを実感できるあたたかいまちづくりを行うためにこの条例が制定されました。第5条の人権施策の推進をさらに進めていくために第6条で審議会の設置が謳われています。15人以内、委員は公募、学識経験者、および規則に定めるもの、任期は2年。ただし補欠委員は前任者の残任期間とすることなどを定めています。審議会規則、条例を受け、団体推薦をしている団体を上げています。第3条では会長・副会長を、第4条では先ほどの会議の成立など会議ついて規定しております。

（６）正副会長の互選
（事務局）正副会長を互選で決めます。立候補、推薦等があればお願いします。
（委員1）前年度もお世話になった今井進様にお世話になれたらと思います。
（事務局）提案のありました今井さんに引き続き会長をお世話になることにご承認いただける方は拍手をお願いします。
（委員）拍手
（事務局）副会長について、今井会長いかがですか。
（会長）事務局、案があればお任せします。
（事務局）男女共同参画という意味で女性の委員の方に副会長として承認いただきたいと思います。第9期女性委員会の委員長を務められました本荘賀寿美さんにお世話になりたいと思いますが、承認いただける方は拍手をお願いします。
（委員）拍手
（事務局）会長に今井進さん、副会長に本荘賀寿美さんにお世話になります。
以降進行は会長でお願いします。
（会長）会長の指名を賜りまして心よりお礼申し上げます。自分の中で人権問題はライフワークだと捉えています。特に同和問題に関しては、1日も早く解決していきたいという願いで思っております。1945年今から74年前の今日、午前8時広島の空は真っ青の夏の太陽が照り付ける空だったと言われています。これに原子爆弾が投下されました。今もなお14万人にも及ぶ人たちがその原爆の被害を受けて苦しんでおられます。もう5日早く無条件にポツダム宣言を受け入れたならば、広島・長崎の悲惨はなかったと言われています。軍部はいつまでも自分たちの思いに囚われて、本土決戦という無謀な戦をやった結果そうなったんだと言われています。テレビを見ていると、国会議員がとんでもないパワハラ発言をしていました。2月には、7月21日の参議院通常選挙において長谷川豊というフリーアナウンサーがとんでもない部落差別発言をしました。こんなことをどこで学んだのか、こんなことをどのように自分が認識しているのか、とんでもない発言でした。5/28付け読売新聞、朝日新聞、産経新聞に掲載されていますのでまた見ていただきたいと思います。このあと、維新の会は長谷川氏の立候補を取り下げ、除名処分としましたが、この差別事件に関して、維新の会の馬場幹事長は、2、3日静かにしていればほとぼりが冷めるからと、国会議員がまだそのような認識です。部落差別解消推進法を始めとする人権三法が本当に国会議員によって決議されたのかと非常に疑問に感じます。一部の人かもしれませんが、国会議員たる者が平気でそういうことを言い、差別をし、そのまま過ぎていく社会にこそ大きな問題があるんじゃないかと思います。永田町から地方が全然見えていません。そういう政治が今も行われている、我々はしっかり地方から声を上げていかないといけないと感じています。丹波篠山市の人権尊重のあたたかいまちづくり審議会においては絶対に差別を許さないということを念頭において、ご審議をよろしくお願いします。これから2年間よろしくお願いします。

（副会長）先ほど副会長を拝命し、前回からの続けての方や、多方面において活躍されている方の中から私にということで、責務が重いと感じております。私自身もまだまだ知らなければいけないことがたくさんあると考えております。新しく丹波篠山市となり令和になり、ぜひ人権尊重が根付いて、みなさんが明るく元気に過ごせるまちづくりに寄与していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

（７）報告事項

（会長）報告事項、令和元年度丹波篠山市の人権施策事務事業について、事務局から説明を受けたいと思います。

（事務局）令和元年度丹波篠山市人権施策事務事業について資料3等により説明。

（会長）関連するので、令和元年度丹波篠山市人権啓発標語募集について説明をお願いします。

（事務局）令和元年度丹波篠山市人権啓発標語募集について資料4により説明。

（会長）報告事項についてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

（委員2）丹波篠山市人権啓発標語の募集要項について、我々委員も一人1点でも出すのはどうでしょうか。我々が率先してやっていかないといけないと思いますし、やっていることを示したいと思いますがいかがでしょうか。

（会長）委員も標語を応募してはどうかという意見ですが、いかがですか。

（委員3）応募資格は児童生徒のみですか。

（事務局）一般の部もあります。

（委員3）審査をするのも私たち委員ですか。

（事務局）協議事項になりますが、この審議会で審査をしていただきたいと考えております。もし審査員となれば応募は控えていただきたいと思います。

（委員2）審査員はどうやって決めるのですか。

（事務局）この審議会で審査いただきたいと思っていますが、この後、協議していただきます。

（８）協議事項

（会長）関連しますので、協議事項を合わせて審議したいと思います。啓発標語の審査について、事務局、案を示してください。

（事務局）令和元年度丹波篠山市人権啓発標語の審査、表彰について資料5により説明。

（委員4）1次審査で「審査員全員に配布し」となっていますが、郵送する、外に持ち出す、という点において問題はないですか。

（委員5）著作権の関係は応募される時点で、審査に付されることは本人が同意されているので問題ないと思います。外に持ち出すことについては、委員さんが外に出さないということは当然前提になりますが、委員さんが個人情報をきちんと守るということになると思います。

（会長）委員の中できちんと認識をしておくということでいいと思います。
（委員5）作品の標語だけではなく、誰が作ったかなど個人情報も出るのですか。
（事務局）一覧表にするのは作品のみです。
（委員5）個人の名前や住所や連絡先など個人情報は出ないですね。
（事務局）出ません。
（会長）名前を伏せるなら委員も応募することに問題はないですか。
（事務局）提出していただいた結果、委員が受賞した場合、どうなのかということもあると思いますので、審査に関わる方は控えていただいた方がいいと思っています。
（会長）委員として自らの啓発も含めて応募するが、委員が入賞すれば多少問題があるのではという事務局の判断ですがいかがですか。
（委員6）最終作品が使われる場合には、氏名が公表されます、となっています。
（会長）氏名は入賞した場合は公表するのですね。
（事務局）公表します。利用については、市内での啓発を考えております。市外に積極的に出すようなことは考えていません。小学校中学校、高校の部門につきましては学校名、学年、氏名を公表します。一般の部は氏名のみの公表を考えています。
（会長）まず、委員が自らの啓発も含めて応募したいけれど、事務局としては遠慮していただきたいとのことですが、どうですか。
（委員1）控えないと仕方ないかと思います。審査員に作品が送られる時には当然名前はないわけですが、審査員の中で選ばれてしまったら、逆にどう取り扱うかという問題も出てきます。
（会長）自ら作っていただくのはいいと思いますが、自らの啓発とし、委員としては応募はしない、審査の側に回るということでご理解をいただきたいと思います。次に各部門の公表について、小学生、中学生、高校生の部は氏名、学校名、学年を公表する、一般の部は氏名のみ公表するということですが、いかがですか。
（委員1）表彰するので特定しないといけないと思います。作品が資料として使う時には、全部出さなくてもいいのかもしれないと思います。
（委員7）募集要項に入賞作品は氏名を公表するとありますので、納得して応募されているので、個人情報の保護がという範疇ではないと思います。氏名を公表したくない人が応募しても、応募資格に入らないと思います。個人情報保護に対してあまり敏感になりすぎない方がいいと思います。
（会長）募集要項のとおり公表してもよいということで応募してもらっているので、このまま進めていただきます。
（委員6）作品の取り扱いについて、市が自由に使用できるということですが、人権啓発資料とは、月々の男女共同参画のチラシやフィフティだより、ふれあい館だよりなどに載せていくということですか。
（事務局）はい、そのとおりです。

（委員4）障害者施設などに一切配付されていません。そういうところには応募する力もないからと見て取れますが、そうではないですか。
（事務局）作業所等施設への直接の配付はしておりませんが、そういう意図があってお配りをしていないわけではございません。
（委員4）どういう施設があるのかは市も把握されていると思いますが、応募するしないの問題ではなく、配付するのが当たり前のことだと思います。
（会長）事務局、漏れなく配付し募集を受け付けるよう、手配をお願いします。それでは協議事項（１）令和元年度丹波篠山市人権啓発標語の審査、表彰については今説明を受けた通り、委員のみなさんからご意見をいただいた通り事務局で進めていただきますようお願いします。
（９）意見交換
（会長）今日受けた説明などについて、みなさんからご意見をいただきます。
（委員7）最近、児童に対する虐待の問題がよく知られるようになりました。たくさんの子どもたちの犠牲がありニュースで取り上げられたことによって人々の意識が広がってきたのだと思います。それと同時に対人関係がうまくいっていない社会ができているのかなと思います。解決するには一筋縄ではいかないと思います。
（会長）相談件数を見ましても、昨年度の職場と地域の人間関係が35件。増える傾向にあります。大きな社会問題になってきた部分でもあります。職場と地域の人間関係のトラブルが人権問題に発展していくというような相談などはありますか。
（委員5）具体的に言えませんが。職場と地域の人間関係に関する相談もあるとは思います。
（会長）傾向として増えてきていますか。
（委員5）増えているとまではわからないです。パワハラ問題などもあると思います。
（委員4）十何年前に私たちの作業所ができた時に、地域からすごく反対されました。僕たちは説得してきて、地域では反対の声はなくなり、関わりも持てるようになりましたが、心の中のもやもやはお互いに残ったままあると思います。表面上は仲良くやっていますが、心の中にはどうしても解消できないこともあると思います。心の奥底まで解消していくのはなかなか難しいところがあると思います。
（会長）今は少しずつ解消していますか。作業所と地域の人たちの交流の場を持つなど、そういうことはされていますか。
（委員4）交流もしています。今では60～70％くらいまではうまくいきかけたかなというところはあります。ただそれが100％というのは、うちの施設がなくなるまではなくならないと思います。
（会長）お互いに交流を深める中で、障がいのある人に対する理解、個性なんだという理解を深めるしか方法はないかと思います。今の社会ではお互いに助け合う部分も必要だと思います。

（委員8）9ページ住民学習（3）平成30年度住民学習の実績について、実施自治会数が昨年と比較すると13自治会ほど減少していますが何か理由がありますか。また、住民学習を市としてどのように進めていくか、実施されていない自治会にはどういうことをされているのか、まったくの任意なのか、そのあたりのことをお聞かせください。
（事務局）自主学習も含め、去年度は台風・大雨などで警報が出た時に、延期は難しいと中止された自治会が何件かあり、実施率が下がっていると分析はしています。それ以外でされない自治会もありますが、計画書を出されないまちづくり推進員には担当職員が再三の催促をしております。それでもされない自治会に、「なぜしないのか」ということまではしていません。
（委員8）自主学習は全くの任意ですか。
（事務局）人権学習・自主学習とも自治会主体という形態で任意となっています。
（委員8）去年は台風で中止というのは仕方がないと思いますが、全くされていない自治会もあるということですか。ずっとされていない自治会もあるということですか。
（事務局）されていない自治会があるのは事実です。その自治会についても働きかけは当然しています。自治会主体の住民学習であり基本的には地域の住民学習、人権学習を支援するという形にしているため、なぜされないのかという分析まではできておりません。自治会には、こちらからテーマを示し共通の人権課題について学ぶ人権学習と、人権に視点をおいた地域課題について学ぶ自主学習の2回の住民学習の実施を呼びかけています。もともと自主学習をやっていなかった地域、校区もあり、引継ぎ、引継ぎの中で1回だけという自治会も見受けられます。そこにも2回の実施をお願いしていますが、なかなか動いていない現状があります。
（会長）在住外国人の方々について、いろいろなことが話題になっています。夜間中学校の話も話題になっていたりしますので、子どもたちの教育や親御さんの生活上の問題など何か課題はありますか。
（委員9）夜間中学校のことはわかりませんが、外国人は増えています。今一番多いのはベトナム人、次がブラジル人、あとフィリピン人中国人です。外国人が増えると当然子どもも増えてきます。昔は出稼ぎのように単身で来てお金を貯めてまた帰るということが多かったように思いますが、今は家族でやってくることが多いです。スタッフから、アジア系外国人のお母さんの子どもさんが、学校で、英語をすごくいい発音で話した時、子どもたちが「ふーん」と引いた感じだったという話を聞いたことがあります。これが欧米系のお母さんの子どもだったら「おおっ」と言ったかもしれない。アジア系だったからというところで、もしかしたら無意識のうちにそういう差別の感覚があったのかなと言っていました。資料21ページ多文化共生教育について、サポーターとは、母語ができ、日本語もできる、通訳のような人たちですが、多文化共生というのは、子どもにフォーリナーサポーターをつけたらそれでいいかというと、それも大事なことですが、それよりも一緒に暮らしている住民だという意識になることが大事かと思います。外国の

習慣をよく知らないと「あんなことをして」と言うことがあります。例えば、韓国の女性は目上の人の前で立膝で座ります。日本では行儀が悪いと言われますが、その座り方は一番チマチョゴリがきれいに見える座り方で、韓国では正式なとてもいい座り方です。そういうことがたくさんあると感じています。今ベトナムの人がすごく増えていますが、ベトナム語の通訳、サポーターがいません。そういう人を育てようと、育ってほしいなという人はいますが、その方も子育て中で仕事もあって忙しい。今一番ベトナム関係の件を課題として持っています。言葉の壁は大きく、日本語教室や学習支援教室もしていますが、週2回で、やはり仕事が優先で仕事も忙しいです。交通手段は自転車の人が多いです。雨だと来れないこともあります。子どもも雨が降ればお母さんは車がないので送れない、そういう田舎、山間部の交通手段がネックになり活動ができないこともあります。子どもたちは学校で勉強して日本語も上手になりますが、お母さんたちは日本語ができないので親子の会話ができない。そういうことも何件かあります。子どもについても日常言語と学習言語あり、普段生活するのに必要な言語は上手になりますが、数学の文章問題など勉強独特の言語がついていきません。それをどうフォローしていくか、現場の先生方も本当に大変だと思います。彼らは帰る人ではなく、日本に住む人、将来は篠山を支えていく人材でもあります。義務教育ではないとは言え、学校で教育を受けしっかり勉強できるようサポートしてあげたいと思っています。

（会長）社会の一員として丹波篠山を支えていただくことになるので、交流を深め、多文化共生、ほかの国の文化を受け入れていく土壌をしっかりと作り、地域の一員として受け入れていく姿勢を我々、篠山の人たちが持つことが一番大切かと思います。もう1つ私が一番心配しているのが、昨今、韓国と日本が厳しい状況ですが、例えば、在日の人たちに対する風当たりなどはどうですか。

（委員9）それは特に聞いていません。

（会長）それを聞いて安心しました。

（委員9）国と国がどうなっても、普段つきあう韓国の人との関係は全然変わらないです。

（会長）人と人とは違います。それをしっかりと持っておきたいです。国がそうだから我々もということはとんでもないことだと思います。部落差別の問題に関しては、SNSなどを使い差別が巧妙化していると言われています。今何か問題があればお聞かせください。

（委員1）部落差別をわかっていない方が多いです。特に若い人たちは知らない、知らないのでネットの中の誰かが言ったことを信じて誤った認識になる。それは国会議員でもそうです。誰のどこの情報なんだと思います。丹波篠山市は一早くモニタリング制度に取り組みマニュアルを作成し削除していただいています。さらに、人権三法ができ、今までは何となくやっていたことを法に基づいて動くことになりました。理念法とは言え法律なので、特に行政については明記されましたので、取り組んでいかなければなり

ません。相談事業も充実しているということなので、行政に言っていけば具体的に結びつくのかなと思っています。ネット社会に関してはいたちごっこで、削除してもまた上がってきます。丹波篠山市では最近1件あったようです。丹波篠山市の書き込みは比較的少ないですが、兵庫県レベルではとてもたくさんあり、その対応だけでも大変だと聞きます。

（会長）私の方から「江戸時代のくらし歴史認識について」という資料をつけています。これは同教で理事の方と総会に参加された方すべての方に取っていただいたアンケートです。今まで、誤った歴史認識を持ったまま学習をしていることが良くわかります。例えば、３「武士が百姓の願いを聞くことはなかった。また処罰が下った。」そう思う85％、実は江戸時代を通じて百姓の願いは一揆などでかなり折衝をし、百姓が勝っています。年貢を軽減させたりしていることが最近の資料でわかってきました。同教の理事の方や総会に参加された方の認識でもこうなので、全体的にはもっと低い数値になると思います。学習はしているけれど、正しい認識をしていない。今後学習していくうえで、正しい認識を持つことがとても大事だと思います。最後に教育委員会、子どもたちを取り巻く環境などについて何かありますか。

（教育委員会）フォーリナーサポート制度について、本年度対象の子どもは36名、ベトナムの子は今のところありません。今年度、英語圏の子が入ってきましたが、もともと県も多文化共生サポーターというのはマイノリティの国が対象であり英語は対象外であったため、急遽市で英語のサポーターをつけました。部落問題については解消法ができ、学校は少し混乱しているかなというところがあると思います。来年度から新学習指導要領により特別な教科道徳が始まります。教科書も採択されました。他の教科は教科書を順番にすれば教育課程ができましたが、部落問題を含めて人権の問題はそうではありません。教科書をそのままやっておればよいということではないので、その辺を学校へ指導をしています。新しく採用された先生方、特に法切れの間になった方たちからすると、いきなり解消法ができて教育の責務が規定され、解放学級も少しずつ縮小していく中で、この問題をどう教えたらいいかという悩みがあると思います。８月２９日に部落解放同盟県連の副委員長の細田先生に、日常の中にある差別について学校はどういうことをすればいいかということを講演いただく予定です。周りに被差別部落の人たちがいないことを前提に話をしてしまう、学校でもそういうところがあるんじゃないか、どこが対象地区か、そんなことを言う必要はないが、周りにそういう方がいるという前提で教育を進めていかないといけないということを細田先生から教えていただきたいと思っています。

（会長）確かに若い先生は悩んでいます。子どもたちに同和問題を語っていく時、この辺の地域で同和地区あるのと聞かれた場合、どこなのと聞かれた場合、どう答えていいのか、先生方は悩んでおられます。県連の細田さんは、そのことについても先生方に話をしたいとおっしゃっていました。びっくりしたのが、聞くところによると大学では同

和問題をほとんど教えていません。考えていかなければならないと思います。
（委員2）外国人が増えて、マナーの問題などいろいろトラブルが起こっていると聞きます。コミュニケーション支援ボードというものがあります。絵と13か国語で伝えたい内容を視覚と指差しを利用して意思疎通を図るボードです。災害用や病院用、スーパー、警察用などシーン別にあります。兵庫県では神戸市、洲本市、三木市でされています。市で最低限フォローできることはしないといけないと思います。ぜひとも参考にして丹波篠山市もコミュニケーション支援ボードを作っていただいたらと思います。
（会長）人権推進課として調査し、取り入れられるものはぜひ取り入れていただきたいと思います。

（１０）閉会（15：30）
（副会長）今日は第１回丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会お疲れ様でした。それぞれのご意見、思いをお聞かせいただきました。年2回の審議会ではありますが、みなさんの思いをぜひ発揮していただき、人権が尊重される丹波篠山市のまちづくりをしていきたいと思います。本日は誠にお疲れ様でございました。